

昇降機定期検査報告書 作成要領 (2018 年版) の訂正について

平成 30 年度昇降機等検査員地域講習会で説明しましたが、昇降機定期検査報告書作成要領 (2018 年版) については、一部訂正箇所がありますのでお知らせいたします。

頁	正	誤								
P17	1(14)ブレーキ 定期検査業務基準書 P234、235 参照	1(14)ブレーキ 定期検査業務基準書 P230 参照								
P18 P22 P46 P50 P68 P70 P106	主索、調速機ロープ等の素線切れについて 指摘なしの場合は「ハ」を記入 (補足) 素線切れなしの場合、素線切れがあっても 指摘なしの場合は「ハ」を記入	主索、調速機ロープ等の素線切れについて 素線切れなしの場合は「ハ」を記入								
P23	2(9)戸開走行保護装置 定期検査業務基準書 P260、261 参照 2(10)地震時等管制運転装置 定期検査業務基準書 P261～264 参照 4(11)施錠装置 定期検査業務基準書 P287～290 参照	2(9)戸開走行保護装置 定期検査業務基準書 P256、257 参照 2(10)地震時等管制運転装置 定期検査業務基準書 P257～260 参照 4(11)施錠装置 定期検査業務基準書 P282～285 参照								
P25	5(3)乗り場の戸の遮煙構造 定期検査業務基準書 P302～304 参照	5(3)乗り場の戸の遮煙構造 定期検査業務基準書 P298～299 参照								
P49	2(13)戸開走行保護装置 定期検査業務基準書 P260、261 参照 2(14)地震時等管制運転装置 定期検査業務基準書 P261～264 参照	2(13)戸開走行保護装置 定期検査業務基準書 P256、257 参照 2(14)地震時等管制運転装置 定期検査業務基準書 P257～260 参照								
P51	4(9)調速機ロープ ・該当する素線切れ判定基準(ハ) ※ H26 年 4 月 1 日以降の・・・を抹消 4(13)施錠装置 定期検査業務基準書 P287～290 参照	4(9)調速機ロープ ・該当する素線切れ判定基準(2-ハ) ※H26 年 4 月 1 日以降の・・・ 4(13)施錠装置 定期検査業務基準書 P283～285 参照								
P69	1(4)主索 ・該当する素線切れ判定基準(ハ)	1(4)主索 ・該当する素線切れ判定基準(2-ハ)								
P71	2(17)主索 ・該当する素線切れ判定基準(ハ)	2(17)主索 ・該当する素線切れ判定基準(2-ハ)								
P95	1(8)プランジャーストローク ・・・ならないエスカレーター	1(8)プランジャーストローク ・・・ならないエレベーター								
P120 から P123	既存不適格判定基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">関係法令</td> </tr> </table>				関係法令	既存不適格判定基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">準拠法令</td> </tr> </table>				準拠法令
			関係法令							
			準拠法令							
P123	既存不適格判定基準(小荷物専用昇降機)(追記及び一部訂正)									
	番号	施行年月日	検査項目及び検査事項 (補足)	関係法令						
	4(1)	平成 24 年 6 月 7 日	昇降路における壁又は囲い ・昇降路の構造及び設置の状況	・平 20 国告 1446 号 第一号二						
	4(2)	平成 21 年 9 月 28 日	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠 ・戸相互及び戸と出し入れ口枠 とのすき間の状況	・平 20 国告 1446 号 七号						